

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成24年10月3日(水)午後5時00分～午後7時10分  
場 所 札幌地方裁判所2階裁判員候補者待合室  
出席者 司会者 佐久間邦夫(札幌地方裁判所長)  
法曹出席者 佐藤 英彦(札幌地方裁判所刑事第3部判事)  
川村 明伸(札幌地方検察庁公判部検事)  
渡邊 宙(札幌弁護士会弁護士)  
裁判員経験者 4人

報道機関出席者：

朝日新聞  
毎日新聞  
読売新聞  
北海道新聞  
共同通信  
NHK (合計6人)

### 本意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介、挨拶

司会者(佐久間所長)

私は札幌地方裁判所長の佐久間でございます。本日は司会を務めさせていただきます。今回は、皆様の意見を伺いまして、今後の裁判員裁判の運用の糧にしたいと思っておりますので、みなさんよろしく申し上げます。

裁判員裁判は平成21年5月から始まり、現在、3年4か月が経過しています。全国の統計を見ますと、平成24年7月末までに5604人の被告人について起訴されましたが、その罪名を見ますと、強盗致傷が多く、次に殺人、3番目に現住建造物等放火となっています。今日は現住建造物等放火を担当された方におそろいいただきましたが、現住建造物等放火は、全国的に見ても多い事件となっています。起訴された5604人の被告人のうち4163人については、既に判決等で終了しています。また、選任された裁判員の方も2万3535人を数え、補充裁判員8162人と合計すると3万人を超えています。

札幌地裁では、第1号事件が、平成21年11月に行われてから約3年が経過し、判決で終わっている被告人は97人となります。現在も1件審理中の事件がありまして、来週10月10日に判決を予定しています。この間、現在まで、札幌地裁では、585人の方が裁判員を、211人の方が補充裁判員を、それぞれ経験されています。

この意見交換会は、皆さんの率直な意見、感想を伺いまして、今後の運用改善につなげさせていただくためのものです。みなさんが述べられることは、今後裁判員として参加する方へのメッセージにもなると考えますので、率直な意見をお願いしたいと思います。

それでは始めに出席いただいた法曹の方から、一言ずついただきます。

川村検事

札幌地方検察庁の検事の川村です。私は、検察官10年目で、裁判員裁判は、2年前の上半期に4件、今年の1月から部署が変わってまた担当するようになってから7件経験しています。皆さんの事件は、たまたま私が立ち会っていない事件ですが、検察官として、裁判員はどのように思っているのだろうと興味があり、今日は楽しみにしていますので、よろしくお願いします。

渡邊弁護士

札幌弁護士会の弁護士の渡邊と申します。今日はよろしくお願いします。私は弁護士10年目で、裁判員制度実施本部で事務局長をしている関係で、今日は出席しています。この意見交換会は4回目ですが、毎回、みなさんの率直な意見、良かったところも、悪かったところも率直にお聞きすることが、我々の今後につながるものですから、ぜひ包み隠さず、辛辣なことでも、言っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

佐藤判事

札幌地裁刑事第3部裁判官の佐藤でございます。私は、一昨年の4月に札幌に来まして、それから裁判員裁判、刑事事件を担当するようになりました。早いもので、数えましたら、私が関与した裁判員裁判はあと数件で30件になります。先ほど3年あまりが経過した話があり、そんな話を聞くと、落ち着いてきたのではないかという印象がありますが、この後、経験した方の話を聞くと明らかになると思いますが、実際は試行錯誤が必要であるというのが実感であります。目で見て、耳で聞いて分かる裁判が実現しているのか、あるいは裁判官と裁判員が一緒になって働くということが実現しているのか、という点を皆さんの率直なご意見としてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

司会者（佐久間所長）

4番さんと5番さんは、担当した事件に佐藤判事が合議体に入っていましたが、遠慮なく発言してください。

### 裁判員経験者の紹介、裁判員を経験しての全般的な感想・印象

司会者（佐久間所長）

それでは、裁判員裁判経験者の皆さんから、裁判員裁判を経験しての全般的印象や感想をお聞きしましょう。

まず1番さんは、今年6月29日に選任手続、7月2日から審理が始まり、7月5日に判決が宣告されたと聞いています。

1番

裁判員を経験して、家庭が円満であればこういう事件も起こらなかつたのではないのかと感じました。私もなるべく家庭でコミュニケーションをとるようになり、変わったように思います。

司会者（佐久間所長）

2番さんの事件は、今年3月21日から3月23日までの日程で行われた事件と聞いていますが、いかがでしょうか。

2番

私の事件は、一番の方と同じで現住建造物等放火の事件でしたが、実際に参加しまして、量刑の判断や法の解釈など、私ら一般人が知りえない流れがあったので、非常に勉強になったと思います。

司会者（佐久間所長）

次に、3番で予定した方が欠席されましたので4番さんをお願いします。4番さんの事件ですが、4番さんの事件は、ちょっと前で、昨年12月5日から12月8日までの日程の事件ですが、いかがでしょうか。

4番

自分が裁判員に選ばれるとは思わずに裁判所に来て、実際に裁判員に選ばれたので、どうしようかなととても思いました。ほかの裁判員とも、何も分からないのに、どうなのだろうねと話していました。ただ、私の事件の裁判員は女性の方が多くて、男性は1人でしたので、話はしやすかったです。それは良かったのですが、やはりみんな何も分からないのに、このような事件を自分たちで決めて良いのかと最初思っていたのですが、話し合ったり、いろいろな資料を見たり、分からないことでも、みんなで話し合えば何とかなるのかなと思ひ、自分なりの意見などを言わせてもらい、良い経験になりました。ただ、判断について、すっきりしないと変ですけども、その場ではそれで良かったと思うのですが、後で本当に良かったのかなと思うことがあります。被告人の家族の感情を考えたりすると、これで良かったのかなと思ひました。

司会者（佐久間所長）

5番の方は、昨年12月14日から16日までの日程の事件でした。

5番

まず、裁判員裁判に参加しての感想ですが、犯罪そのものに対する恐ろしさを実感しました。またその実感したことを周りの者に伝えることによって、犯罪防止の一つになるのではないかと、したがって、この裁判員裁判制度というのは、一般の人が携わることによって、犯罪そのものの恐ろしさを実感し、それを伝えることで、犯罪防止につながっていくものではないかと思ひました。

また、我々は刑罰の量を知らないわけですから、この時はこうなのかなとか、こういうことをしたらこうなるのかなという量を知らないで、判決に向けて、評議をすることは、非常に難しいものです。ただ、やはり、さすがに専門の裁判官のリードの仕方が、まさしくプロのリードだなと実感しました。

事件の内容によっては、裁判員に選ばれた方が、深く事件に入ることによって、ストレスも発生するのかなと思ひました。

## 冒頭手続及び証拠調べに関して

司会者（佐久間所長）

それでは次に、具体的な手続の中での感想等をいただきましょう。お手元にお配りし

た「裁判員裁判手続の流れ」という書面に記載された手続の流れに沿ってお聞きしていきます。まず、冒頭手続については、法曹の方からの質問も特にないようですので、証拠調べ手続の段階に入ります。証拠調べは最初は冒頭陳述から入りますが、この冒頭陳述に関する質問からお聞きします。

川村検事

最初に検察官が、これから審理する事件はこんな事件ですとアナウンスをするのですが、それを聞いて、長すぎたとか、この点をもっと詳しく言ってくれたら、最初から言ってくれたら話が早かったのと思うなど、検察官の冒頭陳述を聞いた印象を教えてくださいませんか。

1 番

私の事件は、4件放火をしていて、それを一つずつ述べていたので、多少時間はかかりましたが、決して長すぎたということではないですね。

司会者（佐久間所長）

そうですね。おそらく冒頭陳述では、検察官から書面が用意されていますね。その書面をご覧になった印象はどうだったのでしょうか。

1 番

詳しく書かれていて、分かりやすいものでした。

2 番

整理して分かりやすくしていただいていると感じました。ただ、評議に入ったときに、その時点まで私たちは聞かされっぱなしで、事件の概要は理解できましたが、果たして、何が問題点だろうというのがつかみきれないまま評議に入ってしまったというのがありました。

4 番

慣れないので、そういう話をされても聞いているだけですよね。何と言ったらよいか分からないのですが、怖い印象が、私もそうでしたが、ほかの裁判員もあったみたいで、後で、あの雰囲気は怖いよねと話をしました。

司会者（佐久間所長）

それは法廷の雰囲気ですか。

4 番

みんな慣れないというか、検察官が大きい声で話しているので、怖いイメージがすごくありました。

川村検事

検察官のときに怖かったのですか。

4 番

検察官が怖かったです。第一印象で検察官が怖いイメージがあったので、そのまま法廷が怖いイメージがありました。

5 番

あくまでも冒頭ですから、ここですぐに結論を出すとかそういう問題ではないので、聞き流すというか、何が起きているのだろうというのを聞き取っていたので、意見は特にありません。

川村検事

4番の方，検察官は怖かったということですが，一応，これからどういうことを審理して欲しいというのは伝わったのでしょうか。

4番

そういうのは分かったのですが。

川村検事

4番の方は争点がある事件だったと思うのですが，この先，どんなことを注意して聞かないといけないことは分かった感じですか。

4番

資料を見ながら聞いたので一応は分かりました。

川村検事

もう少しこういうふうにしておいてくれたら，後で分かったのにというのはありますか。

4番

どうなのでしょう。そういう内容自体は分かるのですが，検察官の話し方や雰囲気がとても怖い人だったので，検察官は，皆怖いのかなって，そこにはまった感じです。

川村検事

2番の方に聞きたいのですが，事件概要自体は分かったが，この先何をしたら良いのかが冒頭陳述の段階では分からないという感想なのでしょうか。

2番

私の事件は，未遂事件ということで，本人が自首した事件でした。本人が認めているのに，あとは争うのは何があるのかを先に考えてしまったものですから，被告人に対する量刑を私たちは考えるのだと，先に頭に入ってしまった。

渡邊弁護士

いわゆる自白事件について担当された1番さん，2番さん，5番さんに聞きたいのですが，弁護人が冒頭陳述で事実自体は認めているが，こういう事情があるのではというような主張をいくつか挙げていたと思いますが，そのような冒頭陳述の内容は分かりやすいものでしたか，また情報量として適切だったかお聞かせください。

1番

分かりやすかったです。

2番

検察官よりも弁護人の話は理解できました。

5番

同じ冒頭陳述でも，検察官と弁護人の立場の違いがはっきりした陳述であった印象が残っています。だから，弁護人の陳述だけを聞いていると，罪は軽くなると思いました。

渡邊弁護士

弁護人が冒頭陳述で述べていることが，何これと感ずることはなかったのでしょうか。弁護人としては，有利な事情を述べているけど，そもそもなんでそんなことを述べるのですかと，不思議に思うことはありませんでしたか。

5番

細かいことはもう忘れてしまいましたが、被告人を守ろうとしている言葉であったという印象はありますね。

渡邊弁護士

4番さんの事件は、責任能力が争点であるいわゆる否認事件でしたが、冒頭陳述のときに何が争点になっているのか、弁護士側がどういう主張をしているのかというのは理解できましたか。

4番

精神鑑定が分からなくて、弁護人の冒頭陳述ではこういう状況だからこうなってしまったのですと述べていたのですが、その病気自体が分からないので、どこまでが病気どこまでが普通なのか分からなくて、「うーん」という感じでした。そのあとの手続で病気について詳しく話を聞きましたが、冒頭陳述の時点では病気だったからなのかなとしか思いませんでした。

渡邊弁護士

冒頭陳述で、弁護士がペーパーを配ったと思うのですが、話す前にペーパーがありましたか。

4番

はい、手元にありました。

渡邊弁護士

それは手元にあって聞いたほうが分かりやすいですか。

4番

そうですね。画面やペーパーがあるほうが分かるのですが、専門的なことになると詳しくは分かりません。

渡邊弁護士

冒頭陳述のときに、詳しくやられても分からないということですか。

4番

その場ではたぶん。

佐藤判事

最初は皆さん緊張されていると思うのですが、やはり冒頭陳述というのは、初めて法廷に入るし、被告人もいるし、傍聴人もいるし、そういう状況で聞くものですよね。頭に血が上る感じで、なかなか耳に入らないという感じはありましたか。

2番

あまり緊張はしませんでした。そういうことは考えませんでした。

4番

何をやっているのか分からない印象があったかもしれません。

5番

やっぱり初めて体験する場所だったので、緊張しないと言うと嘘になりますが、ただ、冒頭陳述から始まるわけですから、何とかして聞き取って理解して進めて行こうという気持ちはありました。

渡邊弁護士

そのような状況の中で、どれぐらいの情報量があったら良いのか、先ほど検察官から

質問がありました，その多い，少ないという点について特に感想はありますか。先ほど聞き流すという言葉がありました，聞いている限りでは消化不良だったのかなと思いましたが，その点は5番の方がいかがですか。

5番

そのあたりは，消化不良の感じはしなかったですね。ただ裁判は言葉だけで進んでいくのかなと思っていました。どんな感じでのまま進むのか不安でした。実際は手続が進んでいくにつれて，考えていく上で必要な資料が揃っていったので，逆に資料をこんなに提供してくれるものとは思いませんでした。

司会者（佐久間所長）

2番さんの事件は，検察官の冒頭陳述が7分，弁護人が3分と，非常にコンパクトな感じで行われたと聞いていますが，時間が足りないというイメージはありましたか。

2番

双方からペーパーを渡されていたので事前に目を通していましたし，被告人が罪を認めていたことから，どの程度の量刑なのだろうかと思っていたので，説明が双方長い，短いとかは気になりませんでした。

佐藤判事

自白しているのだから，あまり気にせんでもよろしいじゃないかということですか。

2番

はい。

司会者（佐久間所長）

証拠調べの中身に入っていくしたいと思います。証拠調べは大きく分けると，書類の取り調べ，証人尋問，被告人質問の段階があるわけですが，それぞれについて質問を受け付けていきたいと思います。証拠書類の取り調べになりますと，記憶を喚起するために証拠書類の取調べの時間を紹介させていただきますと，1番の方の事件では書類を調べた時間が155分で約2時間半になります。2番の方は62分，約1時間，4番の方は100分ですから1時間40分，5番の方は128分で約2時間となります。証人尋問については，1番の方の事件では1人についての証人尋問25分，被告人質問120分，全部で2時間半くらいです。2番の方は証人尋問20分で，被告人質問25分，全部で45分，4番の方は，証人尋問65分，被告人質問115分，全部で約3時間，5番の方は証人尋問50分，被告人質問80分，全部で2時間を超えています。

川村検事

書証を読んでいる時間は，それぞれの事件で違うのですが，書類を読んでいるときに受けた印象を率直に教えていただけますか。書類を読んでいたとき，頭に入ってきたか。

1番

証拠調べでは，放火された後の写真が詳しく載っていましたので，もうこれは絶対罪から逃れられないだろうという感じは受けました。

川村検事

調書を読んでいる時間はどうでしたか。集中力が切れることはありませんでしたか。

1番

ちょっと長かったなと思います。

川村検事

これだけ長いと頭に入らないとか、もしくは、なんとか聞くことはできたとか、そのあたりはどうですか。

1 番

全面的に証拠はそろっていましたが、一応、調書を聞いて中身は理解できました。

2 番

事件の現場の図面などで現場の状況は理解できましたが、着火の実験の写真が現場の状況と違っていたので、疑問に思いました。

川村検事

実験が実際の事件との関係でどういう意味があるのか、伝わらなかったということですかね。

2 番

着火してからどういうふうに燃えるのか、発見されてからどの程度燃えているのか、そのような話であればそういう部分に限り、良いと思うのですが、実験した写真を見ますと部屋の間取りが同じではなかったので、果たして私たち裁判員にそういう植え付け方で良かったのかなと感じました。

川村検事

4 番さんはどうですか。

4 番

聞くのと見るのは違い、聞いているだけでは分かりません。私は見ることによって分かったのですが、そういうことがないと理解できないと思います。

川村検事

どのあたりが難しくて疑問に残りましたか。

4 番

ところどころで、出てきた専門用語が理解できなくて、自分なりに解釈していました。

川村検事

微妙で分からないものが残ったまま進んだ感じですか。

4 番

それはあったと思います。鮮明には思い出せませんが。

川村検事

あとからはそういう疑問は解決しましたか。

4 番

はい、ほかの裁判員と話したので。

5 番

証拠調べのときはとにかく長かった感じですね。自分なりにポイント的にしか把握できませんでした。もう少し簡潔な表現はないのかなという印象です。

川村検事

具体的にこれは長い、短くできたというのはありますか。

5 番



ちょっと細かい記憶はないのですが、とにかくここでポイントをつかまないと、いろいろな段階に進めないで、必死でした。

2番

今同じようなことで私も感じたのですが、いろいろな証拠資料を聞くときに、このポイントは何かと言ってもらったほうがよいかと思います。それがないので、5番の方が言われたようにただ聞いていて、あれよあれよと進む感じで、後でつらいなという部分がありました。

川村検事

振り返ってみて、こういうアナウンスがあったら聞きやすかったと思うことはありますか。

2番

証拠書類について、こういう視点で聞いてほしいというのを明らかにしてもらえば、ある程度時間がかかっても、その視点で聞いて判断できるだろうと思うのですが、それがないと整理もできず、次の証拠に移って、後追い状態になってしまいます。

渡邊弁護士

2番さん、5番さんは、被害者の供述調書の朗読ではなく、その被害者本人を証人として直接聞きたいと思われることはありませんでしたか。

5番

ありました。直接聞いてみたいと思いました。

2番

その時点ではなかったです。後で裁判員と話して、いろいろな意見が出たときに、被害者の考えを知りたくなりましたが、そのときは考えませんでした。

司会者（佐久間所長）

2番さんの事件のアンケート結果の中で、調書等の朗読があると、聞き間違いや漏れがあるのではないかと心配だったという方がいましたが、そのあたりは、皆さんも心配だったのでしょうか。

2番

漏れているとかそういう心配はあったと思います。

司会者（佐久間所長）

図面と供述調書の朗読は違いますか。

2番

違います。

司会者（佐久間所長）

やはり供述調書の朗読というやはり後追いの印象を持ってしまうということですか。あの調書はどういうことなんだろうとか、他の調書を読み聞かせてもらったときに、そういうことだったのかと、頭の中で考えたりすることがあったのでしょうか。

2番

証拠調べのときは、外部の人、近隣の人の目撃証言があり、あとのことが結構出てくるものですから。

渡邊弁護士

4 番の方は、責任能力が争いになっており、鑑定人の医師の証人尋問がありましたが、医師の証人尋問というのは分かりやすかったですか。

4 番

そうですね。よく分からないので、そこで勉強するわけではないですが、聞くしかないという感じですね。

渡邊弁護士

難解な内容とか専門的なことについても、検察官や弁護人の質問に医師が答える形の中で理解が深まったということですか。

4 番

そうですね。

佐藤判事

その点について私の方から補足しますと、鑑定人の話を聞くときは、まず鑑定人からプレゼンテーションをしていただいた上で、当事者の方からさらに補充的に聞いてもらいますので、だんだん質問が深まっていくにつれて、理解が深まるのとはちょっと違いますね。

司会者（佐久間所長）

医者の方から説明がまずあって、20分くらいですかね、その後、検察官や弁護人の質問に入るといった段取りですか。

佐藤判事

そうです。

司会者（佐久間所長）

医師が一方向的に説明するのと質疑の形では、どちらの方が分かりやすかったですか。

4 番

医師のプレゼンテーションで分からなかったことが、検察官や弁護人が質問することで分かった部分もあるので、どちらとは限らないと思います。

司会者（佐久間所長）

説明する時間をあまり割かず、早めに質問に入ったほうが分かりやすいのではと思います。聞いたのですが、やはり最初に説明して、それを受けて質問をするというほうが良いですか。

4 番

最初に説明を受けて疑問に思ったことを、後で回答してもらえるので、良いと思います。

渡邊弁護士

1 番、2 番及び 5 番の方の事件には情状証人がいましたが、証人の選択の関係で、なんでこんな人呼んだのか、意味がないのではと思ったことはありませんでしたか。

1 番

私の事件の証人は大阪から来ていました。妻も仕事をしているのに、今後も北海道に来ることができるのかと感じましたけどね。

渡邊弁護士

証言の中で、そういうことを話されたわけですか。

1 番

ええ。

司会者（佐久間所長）

何でその人が情状証人と呼ばれたのかとまでは思わなかったですか。

1 番

被告人と同じ宗教の方だから呼ばれたと聞いていましたが、果たして北海道までに来ることができるのか、妻や家族を連れて来ることができるのかという感じでした。

佐藤判事

説得力があまり感じられなかったということですか。どのようにして大阪から北海道の被告人を監督するのだという感じですか。

1 番

はい。そのときは家族全員連れてきて、被告人の面倒を見ると述べていました。そこまで言うと家庭不和に陥るのではないかと思いました。

司会者（佐久間所長）

2 番の方の事件は、父親が情状証人でしたが、なぜ父親が情状証人をやるのかという印象を持たれませんでしたか。

2 番

父親が被告人の面倒を見たりしていた部分があったのですから、やはり、父親が妥当だったと思います。

5 番

私の事件の情状証人は母親でした。話を聞くと、この母がいて、この子なのかなと感じました。だから、母親が情状証人で良かったのかなと思いました。

司会者（佐久間所長）

弁護人は情状証人を呼んで、できるだけ被告人に有利な事情、簡単な言葉で言うと、刑を軽くする方向の事情を聞くわけですが、そのあたりは成功していましたか。

5 番

ですから、目的はそれなのに、母親が出てきたことによって、その母親だから子がこうなったのかなという結論になりました。逆効果かもしれません。

渡邊弁護士

被告人の指導監督を母親が述べていたわけですが、むしろできないのではという結論になってしまったということですか。

5 番

はい。

川村検事

尋問の中で、質問の意図が分からないことはありましたか。

2 番

質問の意図ではないですが、父親の情状証人を被告人質問の後に行っていたので、父親の証言を聞いた上で被告人の気持ちを知らなかったです。

佐藤判事

先ほど、2 番の方は、証拠調べの中で、何のためにこの証拠を調べているのか分から

ないので、こういう視点で見てくれと説明してもらったほうが良いと述べられていたが、ほかの経験者の方で、同じような感想をお持ちになった方はいらっしゃいますか。その証拠調べをやって、書証なり調べている時点で何のためにやっているのかわからない、後でほかの裁判員と話したら、そのためにやっているのかと、そこで分かったというのがありますか。

1 番

私たちの事件では、皆理解していました。

佐藤判事

最初に行く冒頭陳述の中で、それぞれの主張事実とこの点についてはこの証拠で立証しますと言っているのですが、やっぱり、冒頭陳述で言うほかに、個別的に言ってもらったほうが分かりやすいですか。

2 番

はい。ただ冒頭陳述だけ聞くと、こういう書類があるからと聞きっぱなしになってしまいます。

司会者（佐久間所長）

この流れの図を見ていただきますと、証拠調べが2番目に出ているわけですが、冒頭陳述は、これからこういう立証をしていく、証拠でこういうことを立証していきますという言わば主張部分です。弁論手続というのも、これも主張部分です。ということで、証拠書類の取調べ、証人尋問、被告人質問というのは、まさに犯罪事実それ自体、それからどういう刑が適切か、刑の量刑というか、そうことを判断する、まさに、証拠調べの結果がものをいうわけですから、非常に重要な段階だと思うわけです。だから、ここが充実していないといけないと思ひまして、このあたり全般的な印象で良いのですが、もうちょっと書類の取り調べとか証人尋問で工夫したらいいのではないかと、そのあたりについて経験された方の意見はありますか。例えば、4番の方は、責任能力の有無が争点になっており、ほかの方と違う事件でしたが、その点工夫する余地などありましたか。心神喪失とか難しい言葉がありましたか。

4 番

言葉は全く分からなかったですね。分からない言葉は、自分の中できつとこういうことなのだろうと考えました。心神耗弱と心神喪失の違いについてはよく分かりませんが、検察官と弁護人の質問のやりとりで理解できたので特に工夫することはないと思います。でも被告人が心神喪失だったのか、心神耗弱だったのか、みんなもどこからなのだろうと線を引けないので、そこは、お医者さんの意見が一番正しいという感じになりました。

## 弁論手続に関して

司会者（佐久間所長）

それでは、弁論手続に入ります。求刑、弁護人の弁論このあたりの点についての質問ありますか。

川村検事

最後に検察官が求刑ということで、こういう刑にして欲しいと言うのですが、この求刑がなぜこの求刑になるのか、話を聞いて納得できたでしょうか。

1 番

論告の中でお年寄の方の被告人にはもう刑務所を出ないでくれとの発言もあったので、検察官の言う求刑につながっている感じでした。

2 番

求刑については、刑法何条に基づくものでしか聞いていなかったもので、あまりよく分かりませんでした。

川村検事

検察官は、いろいろな事情を上げてから数字を言ったわけですが、その事情と数字との結びつきについては特に理解はできなかった感じですか。

2 番

その時点では、聞くだけしかないという感覚でした。

4 番

こんな感じなのかなとしか受け止められませんでした。実際に聞いたりするのは初めてだったので、きっと今までの経験で結論を出したと思ったので、こういうものだろうとしか思いませんでした。

5 番

検察官の求刑は正直きついのかなという感覚でした。確かに専門家の言うこの数字が、評議における基準になるのかと思いましたが、まずは、高い方の数字を検察官は出すのかなと思いました。

川村検事

検察官は重く求刑するものだ。

5 番

そういう印象ですね。

川村検事

論告でこういう理由だからこの求刑だと聞いて、検察官というのは割増で求刑しているわけじゃないと感じませんでしたか。

5 番

確かに、こういう理由だから、この求刑になりますと言葉の流れは分かるのですが、高い数字をぶつけて、考えてくださいという作戦的なものを感じましたね。

言葉の流れと結果の流れは繋がりますし、聞いていて分かります。その言葉であるから、こういう答えになると当然分かるのですが、ただ、さきほど言ったように作戦的な、例えば10年と求刑しておいて、評議の結果、それに近い数字を求めているのかなと思いました。

渡邊弁護士

自白事件についてですが、弁護側のほうも数字はこのぐらいにしてくれと、数字は言わなくても、保護観察付の執行猶予にしてくれなど弁論の中で出てきたと思うのですが、その弁論の中で言っていることと結論が納得できる弁論だったのか、そうではなかったのか、もしそうではないとしたらどういうことに疑問を感じたのか教えてください。

1 番

私のときは、先ほど申しましたように大阪から来た証人が、身元引受人として北海道に移り住んでも良いと言っていましたから、人間そこまでできるのかなと逆に疑問を感じました。

渡邊弁護士

そういう弁護側の証人のサポートがあるという主張は信用ができないな、やはり弱くなると感じたということですか。

1 番

そうですね。

2 番

違和感なく聞くことができました。

5 番

弁護人の立場では当然かもしれませんが、弁護人がここまで庇わなければならないのかという言葉が多く出て、疑問を感じました。

渡邊弁護士

具体的に覚えていますか

5 番

具体的には覚えていません。

渡邊弁護士

弁護人が被告人を有利にする立場と分かっているけど、あまりにもそれが過ぎていると感じたということですか。

5 番

そんな感じですね。

渡邊弁護士

4 番の方の事件は、否認事件で、弁護人側は心神喪失の主張をしていたので、弁論はそれなりに長く、無罪だと主張する根拠を多く挙げましたが、弁護人側が述べることは理解しやすかったですか。

4 番

弁護人の方は、「全部病気のせいだから、そうでしょう。」という言い方をしていたので、その一生懸命で必死な感じがすごく出ていました。

渡邊弁護士

弁論のとき、手元にペーパーはありましたか。

4 番

ありました。

渡邊弁護士

情報量はどうでしたか。

4 番

情報量は多くあれば迷うし、少ないと少ないで困ると思うのですが、どれがちょうどよいのか、病気のことを専門的に言われても、こうだから病気のせいですと言われても、納得できないこともいろいろあったので、弁護人の方も一生懸命なのかなって思いました。

た。

## 評議について

司会者（佐久間所長）

最後に評議についてですが，時間が充分ではなかった，あまり述べるができなかったなど，そのあたりを伺いたいと思います。

1 番

私たちの評議では，時間は限られていましたが，かなり皆さん意見を出していました。

司会者（佐久間所長）

あまり不足を感じることはありませんでしたか。

1 番

はい。

5 番

この裁判員裁判の経験の中で，一番楽しかったというか，面白かったという言葉使っ  
て良いか分かりませんが，一番面白かったのは評議の段階です。と言うのも，私の事件  
では，いろいろな分野の方が裁判員に選ばれていたので，各職業から特徴のある意見を  
聞くことができました。面白かったですね。

## 記者及び傍聴者からの質問

記者（北海道新聞）

裁判員裁判が3年経過し，今見直しの時期になるのですが，裁判員を経験された方で，  
こういうところを全体として改善したほうがよいという部分があれば述べていただけま  
すか。

4 番

裁判員はランダムで決まりますが，私の事件の裁判員はほとんど女性だったので，発  
言がどうしても女性の立場からになってしまいました。半分ぐらい裁判員が男性だっ  
たらどういう意見が出たのかなと思います。

司会者（佐久間所長）

男女比のバランスをもうちょっと考えたほうが良いと思ったということですか。

4 番

はい。

記者（読売新聞）

5 番の方にお聞きしたいのですが，検察官が求刑のときに高い求刑を出すのが作戦だ  
と言うのは裁判員になる前から思っていたことですか。審理を通してそう思ったので  
すか。

5 番

今回の裁判を通して，そう思いました。前からそう思っていたわけではなくて，今回  
の流れの中で，自分はそう思いました。

記者（読売新聞）

それは検察官の求刑理由を聞いて、あえて重くしていると思ったということですか。

5 番

そうですね。我々一般人はこれだから1年とか、これだから2年とかそういう感覚はないわけです。評議の前にやはり検察官の立場としては求刑を高く述べるのが、検察官側のテクニック、作戦とまでは言えないけれどもそのように感じました。だから例えば、本当は8年くらいだけでも、10年と求刑しておけば、9年くらいになるのかなと。

記者（読売新聞）

それは検察官の説明を聞いて、感覚的に思われたということですか。

5 番

はい。もちろん個人的にですけど。

弁護士（札幌弁護士会）

裁判員の手続の中で、書証は各裁判員に配られないと聞いていますが、そうすると自身が裁判の中で作成したメモと配られたペーパーが判断する材料として充分かどうかという点と、各裁判員が自分の意見を決める際に、最も影響があった資料や意見は何であったのか、この2点を教えてください。

1 番

自分がとったメモが重要でした。

2 番

出された資料の必要なところに下線を引いたり、印をつけたりしていましたので、自分のメモというのはなかったですね。

### 今後参加する人に対するメッセージ

司会者（佐久間所長）

最後に、裁判員を経験したことを踏まえて、また、これから裁判員裁判は続きますけど、これから裁判員となる方へのメッセージ的なものがあればお願いします。

1 番

おかげさまで私は裁判員裁判に参加して、今まで家庭をあまり顧みていなかったのかな、家庭不和から犯罪につながると考えるようになり、人間的に変わることができました。

2 番

案内が来たときはびっくりしましたが、せっかくの機会だから前向きに参加してみるべきだなと思いました。それほど負担もありませんでしたが、仮に死刑にかかわるような事件であったら相当なプレッシャーや負担があることから、それには携わりたくないと思います。

4 番

普通に経験できないことを経験したので、それはそれでよかったのですが、またと言われると悩んでしまいます。もうたくさんと言われると内容によると思います。とても疲れました。



司会者(佐久間所長)

最初に、これで良かったのかなと述べておられましたけどそのあたりはいかがですか。

4 番

これからもそう思い続けると思います。被告人や被告人の子らの顔を覚えているので。その後、どうなったのか気になります。

5 番

犯罪の恐ろしさを実感しました。それによって自分のためになり、話をした周りの家族の人にも犯罪防止になると感じました。ただし、事件はいろいろな種類がありますので、どんなことが裁判員に対するストレスになるか分かりません。そのあたりのケアも今後必要になると思います。

司会者(佐久間所長)

例えばどんなストレスでしょうか。

5 番

事件の種類によって違うと思いますが、証拠とか残虐なシーンがあったりすると、かなり人間的なストレスが残るのではないかと思います。そのあたりのケアも考えながら、今後この制度を運用していくのが良いと思います。

司会者(佐久間所長)

今回の事件では、特にケアが必要なストレスというのはありましたか。

5 番

今回はありませんでしたね。事件によってはあると思います。私が経験した事件でも個人的には夢を見たりしたこともありましたので、必要なことだと思います。

## 法曹からの感想

司会者(佐久間所長)

それでは、法曹三者の方にも一言ずつお願いします。

川村検事

今日は参考になりました。皆さんは1件の裁判員裁判を経験したということで、ほかの事件と比較することはできませんが、やっぱり分からないまま進んでしまったところがあるのかなと、そのようなことを聞いてみて感じたことがあり、当事者としてまだまだ工夫の余地があると改めて感じる事ができたので、今日の発言を参考にしてこれからももっと分かりやすくがんばっていきたいと思います。ありがとうございます。

渡邊弁護士

今日はありがとうございました。川村検事と同様に非常に参考になりましたので、今後に活かしていきたいと思います。あと心のケアの観点の話としまして、臨床心理士と弁護士が、裁判員裁判のネットワークを作って、心理的負担のケアをする団体があるのですが、できれば札幌でもそのような団体を作り、弁護士としてやっていきたいなと思っていますので、もしそういうのがあれば参加していただければと思います。今日はどうもありがとうございます。

## 佐藤判事

今日はどうもありがとうございます。皆さんの声を聞いていて、私のほうで普段気になっているのは、裁判員の皆さんが法廷で見ていることがその場でちゃんと消化できているのか、それとも中々消化できないで、胃もたれしてしまっているのではないかということです。それについて、いくつか参考になるご意見をお聞きできたことは、今後の執務を行う上で、参考になるかと思えます。それから、さきほどの精神面のケアの話ですが、実際に4番さんや5番さんの話を聞いて、私も実は裁判官になって1年目に見たある写真が今だに目に焼き付いて離れないということがあり、そのことを思い出しました。普段、それなりに件数をこなしていて、若干鈍感になっているのかなという感じもしておりますが、やはり、おそらく皆さんは何度も裁判員を経験することはない、一度しか担当しないだろうと思いますが、そうすると、みなさんの経験がみなさんにとって非常に重要なことなので、それについて我々も一件一件大切に真摯に向き合って、裁判員のお気持ち等に十分配慮しないといけないと改めて認識しました。今日はどうもありがとうございました。

## 司会者（佐久間所長）

裁判員を務めていただいて、さらにこのような意見交換会に出席して御協力いただいて本当に感謝しています。今日出していただいた意見、それぞれ検察官、弁護士、裁判官、それぞれの立場で真摯に受け止めまして、今後の裁判員制度の運用に生かしていきたいと思えます。今日はどうもありがとうございました。